東みよし町ホームページ広告掲載取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、東みよし町ホームページのバナー広告およびテキスト広告「以下（広告）という。」の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（掲載の範囲）

第２条　広告は、その広告を掲載する団体等のホームページにリンクするものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1)　法令等に違反するもの
(2)　公の秩序又は善良な風俗に反するもの
(3)　人権侵害となるもの
(4)　政治性のあるもの
(5)　宗教性のあるもの
(6)　占い又は運勢判断に関するもの
(7)　社会問題についての主義主張
(8)　個人又は法人の名刺広告
(9)　良好な景観又は風致を害するもの
(10)　当該広告事業の内容を、町が推奨しているかのような誤解を与えるもの
(11)　公衆に不快な印象または危害を与えるもの
(12)　社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
(13)　町の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
(14)　消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
(15)　青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
(16)　その他、広告として不適当であると町長が認めるもの

（広告の掲載位置）

第３条　バナー広告並びにテキスト広告の掲載位置は、トップページ下部とする。

２　町内に本社又は営業所を有する広告主「以下、(町内事業者）という。」のバナー広告並びにテキスト広告は、別枠とすることができる。

（広告の規格及び表現）

第４条　バナー広告の規格は140×40ピクセルとし、JPEG・GIF(アニメーション可)・PNG(アルファチャンネルは不可)形式による15KB以内のものとする。
テキスト広告は全角３０字以内とする。

２　代替テキスト(alt属性)は全角３０字以内とする。特に申し出のない場合は、申込の組織団体名とする。

３　次にあげる表現は広告として使用する事ができない。

(1)「×」「閉じる」「キャンセル」やラジオボタンなどの誤操作を招くボタン類
(2) 警告を意味するような誤解をあたえるアラートマーク
(3) プルダウンメニューなど、選択項目があるかのような表示
(4) 過度な点滅や強いコントラストを用いたGIFアニメーション

（広告の掲載期間）

第５条　広告の掲載期間は最低１カ月以上とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

２ 広告は、掲載開始日の午前９時から掲載を開始し、掲載終了日の午後５時をもって終了するものとする。ただし、指定の期日が土日・祝日等の休日にあたる場合は、翌開庁日とする。

（広告の掲載料および制作料）

第６条　広告料金は下記のとおりとする。

バナー広告掲載料　町内事業者　月額５，０００円
町外事業者　月額６，０００円
テキスト広告掲載料　町内事業者　月額４，０００円
町外事業者　月額５，０００円

２　同一の広告を複数月にわたり連続して掲載する場合は下記掲載料を割引く。
６ヶ月以上１０％、１２ヶ月以上２０％

３　広告は原則として広告主が用意することとするが、東みよし町が制作する場合は、１件につき５，０００円の制作料とする。

（広告の掲載料の納付）

第７条　広告主は、町が発行する納付書により、指定期日までに広告掲載料を納付しなければならない。指定期日までに広告掲載料の納付がない場合は、町長は広告の掲載を停止または取り消すことができる。

２　指定期日以降に広告料の納付があった場合は、納付が確認された日の翌日から広告の掲載を開始する。なお、この場合において申し込みのあった掲載期間の変更は認めない。

（広告の申込）

第８条　広告を掲載しようとする者は、掲載希望日の１ヶ月前までに「東みよし町ホームページ広告掲載申込書」に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、町長に申し込むものとする。

（広告主の責任）

第９条　広告の内容に関する一切の責任は広告主が負うものとし、閲覧者のユーザビリティーを保持し、不快な表現を用いないよう配慮しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第１０条　町長は、町のホームページ運用上支障があるときは、掲載を取り消すことができる。

２　広告主が第２条に定める規定に反したとき、また違法行為を犯すなど、町ホームページに、広告を掲載するに不適当と認められる場合は、掲載を取り消すことができる。

（広告掲載料の還付）

第１１条　広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

２　複数月にわたり掲載している場合において、広告主の都合により掲載を取りやめる場合は、翌月以降の広告掲載料を還付するものとする。

（委任）

第１２条　この要領に定めるものほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則　この要領は、平成１９年２月１日から施行する。
この要領は、平成２０年５月１日から施行する。（一部改正）
この要領は、平成２１年４月１日から施行する。（一部改正）
この要領は、平成２２年３月１日から施行する。（一部改正）
この要領は、平成２２年７月１日から施行する。（一部改正）
この要領は、平成２８年９月１日から施行する。（一部改正）
この要領は、令和３年４月１日から施行する。（一部改正）
なお、令和３年２月８日より前に受け付けた広告の申請については、なお従前の例により取り扱うものとする。
この要領は、令和４年４月１日から施行する。（一部改正）
この要領は、令和５年４月１日から施行する。（一部改正）